

継続的稼働実態情報の共有化実施要領

第一章 総則

第1 目的

継続的稼働実態情報の共有化（以下「情報の共有化」という）は、機械式駐車場保守点検事業者（以下「点検事業者」という）と公益社団法人立体駐車場工業会（以下「立駐工」という）の間で、機械式駐車場業界の実態の把握による駐車場業界の発展に資することを目的に実施するものである。

第2 適用範囲

継続的稼働実態情報の共有化実施要領（以下「実施要領」という）は、点検事業者と立駐工間における両者間の円滑な情報の共有化における取決めを明文化したものであり、点検事業者と立駐工間で行われる情報の共有化に適用する。

第3 用語及び定義

設置実施要領に用いる主な用語及び定義は、JIS B 9991：2017「機械式駐車設備の安全要請事項」、並びに機械式駐車場技術基準・同解説 2017版「3用語及び定義」による。

第4 情報の共有化に向けた基本的考え方

情報の発信先としては、機械式駐車装置の保守・点検に携わる国内全ての点検事業者を対象とする。

2 情報の共有化を受け入れた点検事業者は立駐工に社名を登録する。

3 登録された会社名等の公表は一切しないこととする。

4 点検事業者から共有される情報媒体はエクセル（Excel）データとするが、エクセル（Excel）データによる共有が困難（共有業務が煩雑になり業務に支障をきたす場合等）な場合には立駐工に事前相談をするものとする。相談の結果、立駐工において分析・整理が可能であれば共有媒体には拘らない。

5 分析・整理し取り纏め情報は、登録された点検事業者に対してPDF等を利用して情報の共有化を図る。

第5 情報の共有化に向けた手順

機械式駐車場における稼働実態情報を共有する方式については、一定のルールの中で点検事業者による自由裁量に委ねるものとする。但し、立駐工が要請する全ての全ての項目のうち、基本管理情報、管理報情報、安全装置情報は必須とするが、「その他」の項目については、点検事業者が当該機械式駐車場の状況に照らし合わせて随意とする。但し、その項目の選定は点検事業者により適切に決定されるものとする。

2 共有する稼働実態情報で、点検事業者の責任において加工することが出来る項目は「稼働実態情報の個人が特定できる項目」(以下「個人情報」という)についてのみとする。但し、その加工作業が煩雑で出来ないと判断した場合には、その旨を立駐工に申立て個人情報の加工を立駐工に委ねることも出来る。加工を委ねられた立駐工は管理番号による管理とし、加工前の情報は使用しない。

3 共有する稼働実態情報は、顧客(当該駐車装置の所有者や管理者等を示す)と直接保守点検契約を締結している全ての機械式駐車場を対象とする。

4 立駐工は点検事業者に対して、定められたフォーマットにて情報の共有化を年1回要請する。情報の共有化は、特段の事情が有る場合を除き毎年6月初旬を目標に要請書を送付するものとする。

5 要請を受けた点検事業者は前年の6月1日から要請を受けた年の5月31日までの情報を11月末までに共有できるようにするものとする。

6 情報を共有する立駐工は、速やかにその内容を確認して立駐工管理番号を付加し、遅滞なく立駐工に部外秘登録をする。全ての点検事業者からの情報が受領された時点で、情報の分析・整理、取り纏めの業務に入る。

7 点検事業者から共有された情報は立駐工で一元管理を行い、「立駐工事務局職員外秘」として取り扱う。又、事故・災害発生時を想定して、共

有された情報のバックアップを取り分割保管するものとする。

8 立駐工の取り纏め業務は、要請年度末を目標に分析・取り纏めを行い点検事業者に対してPDF等にて共有するものとする。

9 共有された情報に間違いが発覚した場合には、点検事業者と立駐工間で可及的速やかに確認・訂正を行い、正誤表で修正を発信すること。

第6 情報の共有化に向けた禁止事項

点検事業者は立駐工に対して共有した情報の一部または全てについてその返還を立駐工に求めることはできない。

2 点検事業者は、立駐工が報告する取り纏めた情報についての意見具申・問合せは可能とするが、分析・整理の内容、取り纏め方法に対する具体的な開示要求は出来ない。

3 立駐工は、情報の共有化により受領した分析・整理に使用する素の情報に対する公開又は提供要請については、一切これを受け付けないものとする。

4 立駐工に登録をしていない点検事業者及び登録はしているが情報の共有化がない点検事業者、他業種の事業者等に対する情報の共有化は、国土交通省を除き原則しない。やむを得ず共有をせざる得ない場合には、有償による共有とする。その際の費用は共有する情報の内容から社会通念上最も妥当と思われる費用とする。

5 想像や思い込み、又は経験等によるデータの裏付の無い未確認の不確かな情報を共有データとして提出することは固く禁止する。共有された情報が未確認情報である判明した場合には、共有を受けた他の全ての情報について差し戻し、再提出を求めることができるものとする。

第7 秘密情報の漏洩及び守秘義務契約

立駐工及び登録された点検事業者は、如何なる理由であっても本情報の共有化により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。第三者への漏洩により損害を被ることが確認された場合には、漏洩者は損害を被る相手に対して相応の損害賠償を支払う義務が生じる。

2 点検事業者より提供された技術上または営業上の情報および資料の情報のうち、電子的記録媒体、書面その他有体物（以下「有体物」という）または添付ファイルを含む電子メールにて開示または提供され、当該有体物および当該電子メールに秘密である旨が明示されているもの。及び、口頭で開示された情報の中で、秘密情報である旨が開示者より開示時に明示され、かつ、開示日より30日以内に、その開示内容を書面化し、秘密情報である旨を表示したうえで、保守点検事業者より立駐工に送付または届けられたもの。

3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外される。

- ①点検事業者からの知得時に既に公知の情報または相手方から知得後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの。
- ②第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの。
- ③点検事業者から当該情報を知得した時点で既に保有していた情報であるもの。
- ③ 点検事業者から知り得た情報によらないで独自の情報であるもの。
- ④ 法令、ガイドライン等に基づいて裁判所、行政機関その他公的な役割を有する機関から開示を命ぜられたまたは求められて提供した情報であるもの。

4 点検事業者および立駐工は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報をいかなる第三者に対しても開示または漏洩しないものとする。

5 点検事業者および立駐工は、秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとし、当該秘密情報の全部または一部を含む資料、記録媒体およびそれらの複写物等につき、秘密情報が不当に開示または漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い管理するものとする。

6 点検事業者および立駐工は、秘密情報は情報の共有化に向けた関係者のうち、業務遂行上知る必要のある者に限定して開示するものとし、当該

開示を受けた関係者に対しても同等の義務を課すものとする。

7 点検事業者および立駐工は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を当該目的以外には一切使用しないものとする。

8 点検事業者および立駐工が、継続的に情報の共有化を行う過程で発明、考案等をなした場合であって、当該発明、考案等をなすにあたり相手方から開示を受けた秘密情報に極めて重要な貢献があったと認められる場合は、出願前にその内容を相手方に書面にて通知するものとし、当該発明、考案等に関する知的財産権を受ける権利は原則として、当該点検事業者および立駐工の共有とする。

9 点検事業者より守秘義務契約を締結に対する要請があった場合には、立駐工は点検事業者と速やかに守秘義務契約を締結し、締結文書を各々1通ずつ保管すること。

第8 情報の共有化をする項目

情報の共有化をする項目については添付「表1 基本管理情報」「表2 管理情報」「表3 安全装置情報」「表4 その他情報」及び情報の共有化をする中で、立駐工が注力すべきテーマとして別途必要と認めた項目とする。

2 情報の共有化を対象とする機械式駐車場においては、上項で掲げる必要項目を全て有しているとは限らないことから、基本管理情報、管理情報、安全装置情報を必須とし、「その他」の項目は必要に応じて削減することには拘らない。

(第5 情報の共有化に向けた手順 第1項)

第9 情報管理

点検事業者より共有を受けた情報は、全ての情報を部外秘扱いとし、アクセス (Microsoft Office Access) データ (以下「アクセス」という) にて管理する。但し、将来より簡潔で扱いが容易と思われる管理ソフトが公表された場合には、その管理ソフトへの切り替えはこれを妨げない。

2 分析・整理・取り纏め・保管等は、情報共有者と個人情報の特定が不可能な状態でデータを加工して行うが、その手法については立駐工一任と

する。又、それらの情報を扱える担当は立駐工職員（会員会社からの出向者を除く）の中から限定する。

尚、加工前の素の情報の保管管理は総務部長の担当とする。

第10 情報共有に要する費用

点検事業者が立駐工に共有する情報は無償で共有するものとする。立駐工が分析・整理を行い取り纏めた資料も無償で共有できるものとする。

2 情報の共有化を対象とする点検事業者の立駐工への登録は無償で行う。又、点検事業者に対して、登録解消までの登録維持や本実施要領に則した運用に係わる管理費等について、立駐工よりその費用請求が発生することはない。

第11 点検事業者の登録有効期限

点検事業者の登録有効期限は立駐工における登録期間内とし、立駐工における登録期間は、当該点検事業者よりの情報共有停止申請、又は事業撤退までとする。又、登録解除に伴う、解除申請以前に共有された全ての情報について返却はしない。

第12 継続的情報共有実施要領に定めのない事項

継続的情報共有実施要領に定めのない事項については、点検事業者と立駐工の協議によるものとする。

第13 本実施要領の執行

本実施要領の施行は2019年8月1日とする。

表1 基本管理情報

種別	必要項目	内容	記入方式
基本管理情報	駐車場名称	顧客名又は点検事業者管理番号	①記載は手書きによる ②「個人情報の開示」につながる情報であり、加工しての共有については点検事業者による自由裁量に委ねる
	設置場所	都道府県をプルダウンで選択 市区は手書き記載	①都道府県はプルダウンで選択 ②市・区については手書きで記載 ③町名/番地は共有不要
	駐車場用途	駐車場の用途を管理形態により5区分の中からプルダウンで選択	①駐車場の用途を、下記5種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択 ・公営駐車場：公共団体（含む三セク）が運営する駐車場 ・商業施設駐車場：百貨店、大型複合店舗等の駐車場 ・事務所駐車場：テナントビル、自家ビル等の駐車場 ・マンション駐車場：集合住宅の駐車場 ・営業用駐車場：時間貸し主体の営業用駐車場
	駐車場運用形態	運用形態を5区分の中からプルダウンで選択	①駐車場の運用形態を、下記5種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択 ・時間貸駐車場：駐車時間で駐車料金を徴収する駐車場 ・月極駐車場：利用契約で駐車料金を徴収する駐車場 ・時間貸月極併用駐車場：上記の組み合わせ ・サービス用駐車場：駐車場利用者からは駐車料金未徴収 ・自社ビル用駐車場：駐車場利用者からは駐車料金未徴収
	管理主体	駐車場の保守点検契約先を6区分の中からプルダウンで選択	①駐車場の保守点検契約先に当たる管理主体を、下記6種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択 ・官公庁・公共団体・三セク：一般的には公共駐車場

基本 管 理 情 報	管理主体		<ul style="list-style-type: none"> ・管理組合（理事会）：一般的にはマンション等 ・法人管理：一般的にはテナントビルなどの会社契約 ・個人管理：個人事業者 ・管理会社：駐車場の管理請負者 ・その他：上記以外
	装置認定	大臣認定の区分を3区分の中からプルダウンで選択 ○H12年以前を旧大臣認定装置 ○H28年7月以降新大臣認定装置 ○何れにも属さない装置	①駐車場の保守点検契約先に当たる管理主体を、下記6種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択 <ul style="list-style-type: none"> ・旧大臣認定装置 ・新大臣認定装置 ・その他：上記以外、又は判別不明な場合にはその他に区分
		特殊駐車装置名称を手書き記載	①特殊駐車装置名称は手書きにより記載 ⑤ 特殊駐車装置名称が不明な場合には記載不要
	設置年月日	当該駐車装置の設置年	①設置年を手書きで記載（設置月の記載は不要） ②設置年が不明な場合には記載不要
	駐車台数（台）	駐車装置の台数（パレット数）	①手書きで記載 ②平面駐車を除く、機械式駐車装置の収容台数 ③類型1の地上二段式は下面の平面台数を含む2台で算出
	駐車基数（基）	二段・多段方式の場合には、基数の掲載には拘らない	①手書きで記載 ②二段・多段方式の場合、駐車台数による管理の場合には基数の記載は不要

表 2 管理情報

種別	必要項目	内容	記入方式
管理情報	駐車装置方式名	認証基準による類型区別で7区分の中からプルダウンで選択	<p>①保守点検事業者には馴染みがない呼び名ではあるが、類型を採用し分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類型1：地上二段式（地上単純昇降式の呼称もある） ・類型2：ピット二段（三段）昇降式 ・類型3：昇降縦行（昇降横行）式 ・類型4：エレベータ方式 ・類型5：平面往復方式, 水平循環方式, 多層循環方式 ・類型6：垂直循環方式（別名メリーゴーランド方式） ・類型7：類型4、5の方式などのバース式
	管理人の有無	管理人の終日の有無と時間帯により有無が異なる場合の併用をプルダウンで選択	<p>①ここで言う管理人とは、選任管理人（操作員）のことで駐車装置の操作者を意味します</p> <p>②併用は、週の土日祝日等に管理人を配置する場合も含めてください</p> <p>③不定期なイベントの開催日に管理人を配置する場合には、併用にしないで無しに区分してください</p> <p>④保守点検契約先の駐車装置において、管理人の有、無、併用をプルダウンにより選択してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有人：専用管理人（操作員）がいる駐車場 ・無人：教育を受けた月極契約者が操作を行う駐車場 ・併用：時間帯により運用形態が異なる駐車場。 <ul style="list-style-type: none"> 日中➤時間貸又はサービス用として管理人を配置 夜間➤夜間は無人の月極駐車場として、契約者が操作する駐車場

管理情報	点検周期 (回/年)	点検周期とは、保守点検契約により当該装置の保守・点検を行うために現場に赴く周期を7区分の中からプルダウンで選択	①保守点検周期は下記7種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択 <ul style="list-style-type: none"> ・1回/年：年間1回の保守・点検 ・2回/年：半年に1回の保守・点検 ・3回/年：4ヶ月に1回の保守・点検 ・4回/年：3ヶ月に1回の保守・点検 ・6回/年：2ヶ月に1回の保守・点検 ・12回/年：毎月の保守・点検 ・その他：上記以外
	保守点検契約年	保守点検契約開始年を記載	①手書きで記載 ②途中から保守点検契約を締結した場合、契約締結日は保守点検契約年とする。但し、設置時からの継続年数が判明している場合には設置年を優先
	保守点検契約方式	契約方式を3区分の中からプルダウンで選択	①保守点検周期は下記3種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択 <ul style="list-style-type: none"> ・POG方式：Parts・Oil・Greaseの頭文字から作成した名称 ・FM方式：Full Maintenanceの略称 ・その他：上記以外
	保守点検契約解除理由	解除理由を4区分の中からプルダウンで選択	①保守点検契約が解除された理由を下記4種類の区分に当て嵌めてプルダウンで選択してください <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検事業者変更：他の保守点検事業者が契約（駐車場売却による保守点検事業者変更も含む） ・駐車場の解体撤去：駐車場事業廃止 ・稼働停止：駐車場の休止 ・その他：上記以外

管理情報	遠隔点検の採用	遠隔による保守点検を通常保守点検の一部として実施している駐車を、2区分の中からプルダウンで選択	①保守点検契約書に記載された通常保守点検の一部としての採用状況を下記2種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択 <ul style="list-style-type: none"> ・採用：遠隔点検を採用している ・無：遠隔点検を採用していない
------	---------	-------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表3 安全装置情報

種別	必要項目	内容	記入方式
安全装置情報	人存在検知装置	利用者が乗り降りする乗降領域内の人の存在を検知するセンサで、人感センサ・光電管センサ・エリアセンサ・レーザーセンサ等を意味しており、3区分の中からプルダウンで選択	①機械式駐車装置に装備されている各種人存在検知装置としての装備状況を下記3種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択 <ul style="list-style-type: none"> ・有：装備している ・無：装備していない ・新規：新たに追加装備 (2019年度(令和元年度)調査時以降に装着)
	乗降領域区画検知	利用者が乗り降りする乗降領域毎を区画する光電式センサ等を意味しており、3区分の中からプルダウンで選択	①機械式駐車装置に装備されている乗降領域区画検知としての装備状況を下記3種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択 <ul style="list-style-type: none"> ・有：装備している ・無：装備していない ・新規：新たに追加装備 (2019年度(令和元年度)調査時以降に装着)

<p style="text-align: center;">安全装置情報</p>	<p style="text-align: center;">出入口扉</p>	<p>車路（又は前庭）と乗降領域（利用者が乗り降りする駐車装置内）を区切る出入口扉の方式を、7区分の中からプルダウンで選択</p>	<p>①機械式駐車装置に装備されている出入口扉の装備状況を下記7種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パネルドア：横開き及び上下開きの何れかのパネルドアを装備している ・シャッター：類型6垂直循環方式等に多く採用されている方式 ・ゲート：類型2・3のピット式の二段・多段方式に採用されている方式 ・カラーチェーン：類型2ピット式昇降二段（三段）式に採用されている方式 カラーチェーンに代わるロープや鎖を利用している場合は、カラーチェーンを選択 ・無：車路（又は前庭）と乗降領域の区切りがない状態 類型1：地上昇降二段式、及び旧大臣認定横行昇降地上二段式でゲートが装着されていない装置等は「無」を選択 ・新規：新たにゲートを追加装備 （2019年度（令和元年度）調査時以降に装着） ・その他：上記以外の方式、又は、カラーコーン等による入庫制限方法採用はその他を選択
-------------------------------------------	-----------------------------------------	-------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

安全装置情報	外囲い	外囲いは工事範囲内外に関係なく、形状別に6区分の中からプルダウンで選択	<p>①現状の外囲いの状況を下記6種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外装：タワー式で、駐車装置の構造体に取り付けられた、駐車装置の一部として構成されている外装を示す ・ビル壁：ビルの躯体を、駐車装置の屋根や壁として利用し、駐車装置内への人の侵入と装置の保護をしている方式を示す ・フェンス：駐車装置内への人の侵入を防止する、鋼製又はビニールコーティング製の網目状の柵を示す ・植栽：侵入を防止する目的で植えられた植栽。花壇・芝等による区分けは除く ・無：単純昇降二段式の様全く何もない状態 ・その他：上記以外の方法。花壇・芝等による区分けはその他を選択
	起動許可装置	通称「安全確認釦」と呼ばれており操作盤から操作をする際に駐車装置内の無人を確認した後、最初に押す操作ボタンです。装備状態を3区分の中からプルダウンで選択	<p>①機械式駐車装置に装備されている出入口扉の装備状況を下記3種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有：装備している ・無：装備していない ・新規：新たに追加装備 (2019年度(令和元年度)調査時以降に装着)

安全装置情報	非常停止機器	通称「非常停止釦」と呼ばれており、二段・多段式は操作盤に装備、大型の場合は操作盤と乗降領域に赤色の釦が装備してあります。装備状況を、3区分の中からプルダウンで選択する。	<p>①機械式駐車装置に装備されている非常停止機器の装備状況を下記3種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択</p> <p>②押切操作盤においても非常停止機器の装備を必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有 : 装備している ・無 : 装備していない ・新規 : 新たに追加装備 (2019年度(令和元年度)調査時以降に装着)
	操作認証機能	通称「暗証方式」「カード方式」「キー方式」等と呼ばれ、操作する個人を特定した操作方法。装着状況を3区分の中からプルダウンで選択する。	<p>①機械式駐車装置に装備されている操作認証機能の装備状況を下記3種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有 : 装備している ・無 : 装備していない ・新規 : 新たに追加装備 (2019年度(令和元年度)の調査時には無装着であり、それ以降装着されたもの)
	無人確認手段	入庫操作前に乗降領域内の無人を確認して「無人確認釦」を押さないと操作が出来ない「無人確認押釦」や、モニタ・反射鏡による目視確認等の方法について、設置状況を5区分の中からプルダウンで選択	<p>①機械式駐車装置に装備されている無人確認手段の装備状況を下記5種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択</p> <p>②「起動許可装置」は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタの有無 : 乗降領域内カメラと操作盤近傍のモニタ画面により目視で無人確認を行う方

安全装置情報	無人確認手段		<p style="text-align: center;">法。主に大型駐車場に設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 反射鏡：二段・多段式駐車方式の半入り口側に装備。 入庫車後部の死角部分を目視で確認 ・ 無人確認押釦：利用者が乗降領域から全員の退出を確認して押す釦。無人確認押釦を押さないと操作が出来ない駐車装置もある ・ 無：特に乗降領域の無人を確認する機能は、「起動許可装置」以外装着されていない駐車場 ・ その他：上記以外の確認方法を採用 (のぞき窓はその他に含む)
	インターロック	<p>ここで言うインターロックとは出入口扉（全面ゲート含む）開の状態では、出入口扉（全面ゲート含む）閉以外の操作が出来ず、駐車装置は作動しない状態に制御されていることを示します。装備状態を5区分の中からプルダウンで選択</p>	<p>①保守点検報告書に記載された無人確認手段の装備状況を下記5種類の区分に当て嵌めてプルダウンにより選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有：出入口扉があり装備している ・ 無：出入口扉があるが装備していない ・ 新規：新たに追加装備 ・ シャッター：出入口扉がシャッターの場合はインターロックがついていない ・ その他：上記以外 (全面ゲートが装着されていない、又は装着されているがカラーチェーン・手動ゲート・バー式ゲート等である場合はその他を選択)

表4 その他必要情報

項目	内 容	記入方式
その他	利用者に向けた指導教育の一環として実施する、取扱説明及び取扱指導等の実施状況を4区分の中からプルダウンで選択	<ul style="list-style-type: none"> ・実 施：近年に実施した（過去2年以内の実施） ・未実施：ここ数年の実施していない （3年以上実施していない） ・計画中：来年度で計画している ・その他：上記以外 （「稼働開時の実施」だけの場合にはその他）
	利用者・管理者・保守点検事業者（設置者・製造者）による協議の場の設置状況を4区分に分けプルダウンで選択する。	<ul style="list-style-type: none"> ・実 施：近年に実施した（過去2年以内の実施） ・未実施：ここ数年の実施していない （3年以上実施していない） ・計画中：来年度で計画している ・その他：上記以外 （一度も実施していない場合にはその他）
	有閑パレットの再利用状況を3区分の中からプルダウンで選択	<ul style="list-style-type: none"> ・無：計画がある等は聞いていない ・設置済：既に多目的利用をしている ・計画中：現在計画中と聞いている。相談があった等
	駐車装置入替工事の実施状況を3区分の中からプルダウンで選択	<ul style="list-style-type: none"> ・無：計画がある等は聞いていない ・入替済：既に入替された駐車装置である ・計画中：現在計画中と聞いている。相談があった等

以上